

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第143期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 神栄株式会社

【英訳名】 SHINYEI KAISHA

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森崎 歳章

【本店の所在の場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 神戸(078)392-6911番

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務部長 赤澤 秀朗

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区京町77番地の1

【電話番号】 神戸(078)392-6901番

【事務連絡者氏名】 取締役経理・財務部長 赤澤 秀朗

【縦覧に供する場所】 神栄株式会社 東京支店  
(東京都港区芝二丁目28番8号 芝二丁目ビル内)

神栄株式会社 大阪支店  
(大阪市北区梅田一丁目3番1-700号大阪駅前第1ビル内)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第142期 第3四半期 連結累計期間	第143期 第3四半期 連結累計期間	第142期 第3四半期 連結会計期間	第143期 第3四半期 連結会計期間	第142期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	32,420	37,018	11,890	12,150	43,686
経常利益 (百万円)	66	561	264	320	134
四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (百万円)	76	279	159	48	136
純資産額 (百万円)			3,494	3,360	3,579
総資産額 (百万円)			25,460	25,800	25,233
1株当たり純資産額 (円)			92.72	89.17	94.98
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失( ) (円)	2.04	7.41	4.24	1.27	3.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			13.7	13.0	14.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,649	935			2,286
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	648	95			700
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	103	830			787
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)			1,708	1,387	1,617
従業員数 (名)			662	678	645

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

3 従業員数については、就業人員数を表示しております。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	678 (633)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	169 (21)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、他社への出向者52名は含んでおりません。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子関連	651	
合計	651	

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 コンデンサと測定機器について記載しております。

#### (2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
電子関連	652		390	
合計	652		390	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 コンデンサと測定機器について記載しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
繊維関連	4,235	
食品関連	5,280	
物資関連	988	
電子関連	1,645	
合計	12,150	

- (注) 1 主な相手先別の販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。  
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 3 セグメント間の内部売上高は控除しております。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間中の世界経済は、中国、インドなどのアジア諸国が内需拡大などにより成長を維持し世界経済を牽引する一方、先進国も景気対策効果や新興国への輸出、投資の増加などにより、緩やかな回復傾向にありました。

米国では、金融の量的緩和策の実施や、ブッシュ減税延長など、景気回復へのテコ入れを図った結果、株価が上昇し、個人消費が回復傾向にあったものの、依然として失業率は高水準にあり、また財政赤字が拡大するという状況にありました。欧州では、輸出主導により景気の緩やかな回復基調が続きましたが、順調な回復を辿ったドイツなどの中核国経済と、信用不安が熾った周辺国経済の格差が明らかになりました。中国においては、固定資産投資や消費が高水準にあり、輸出回復により経済の拡大が続いていましたが、インフレの加速に加え、人民元相場の弾力化の影響が懸念されるようになりました。

日本経済においては、昨年来、緩やかな回復を続けており、企業収益は輸出の増加やコスト削減により回復基調が鮮明となり、設備投資も若干持ち直してきましたが、円高の進展による輸出の弱含みを主因として回復ペースは鈍化する傾向となりました。雇用情勢・所得環境が厳しい中、財政政策効果によって持ち直して来っていた個人消費は、薄型テレビの駆け込み需要はあったものの政策効果が一巡したことから、弱含みとなり、景気は足踏み状態となりました。

当社グループにおきましては、平成23年3月期を「事業基盤の基礎固め」の年度と位置づけ、各事業分野における諸課題に積極的に取り組むとともに、新規事業として、前年2月に参入した農業関連事業の展開を引き続き推進いたしました。

当期間のグループ全体の売上高は、前年同四半期と比べて、大型輸出案件が第2四半期会計期間に集中したことにより物資関連の売上が減少し、電子関連も微減となったものの、食品関連において、冷凍食品の取扱いが好調に推移し、また、繊維関連においても、小売業を中心に冬物衣料の取扱いが増えたことにより、前年同四半期比2.2%増の12,150百万円となりました。

利益面でも、前年同四半期と比べて、食品関連・繊維関連において大幅増益となり、営業利益は前年同四半期比25.4%増の397百万円、経常利益は前年同四半期比21.4%増の320百万円となりましたが、税金費用などを加味した四半期純利益は前年同四半期比69.9%減の48百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

### 繊維関連

繊維業界は、昨年来続いている個人消費の冷え込みが回復せず、また、輸入商品の8割を占める中国において、原料・人件費の上昇や人民元高によるコストアップという問題が生じました。

当社グループのアパレル分野でも、既存の量販店等向けの取扱いは業界の厳しい状況の影響を受けたものの、前年度中に参入したヤングレディスアパレルの小売業ともども、冬物衣料が大きく伸張しました。

レグウェア分野においては、冬物商品が、特定顧客を除いて、全般的に低調で厳しい状況となりました。

ニット分野では、婦人向けニット生地が好調を維持し、スポーツ用、産業資材用ニット生地についても改善が見られるようになりました。

その結果、繊維関連の売上高は、4,235百万円、セグメント利益は137百万円となりました。

## 食品関連

食品業界の輸入食材を取り巻く市場環境は、中国の工場諸経費や生産工場における人件費の高騰などによるサプライサイドのコストアップに加え、日本国内の市場価格の下落圧力により、依然として厳しい価格競争が続いています。

当社グループでは、主な生産拠点である中国において生産・品質管理のスタッフを増員し、さらに「安全・安心」な商品の安定供給に努め、差別化を図ってまいりました。

冷凍食品分野では、天候不順の影響で国産野菜が不作になったことや消費者の低価格志向もあり、輸入冷凍野菜を中心に、全体的に取扱いは大きく増加しました。

水産分野では、中国の加工工場における労働力不足の生産への影響は解消し、また、原料コスト高に歯止めがかかったことから、利益面で持ち直しました。

農産分野においては、落花生の取扱いはほぼ前年同四半期並みとなりましたが、その他のナッツ類については、主力のカシューナッツが安定したことに加え、アーモンドの取扱いが増加し、また、食品添加物の取扱いが増えたこともあり、農産分野全体で伸張しました。

また、農業関連事業は、生鮮野菜カット加工において、生産面で猛暑の影響が尾を引き、原料確保に苦戦しました。

その結果、食品関連の売上高は5,280百万円、セグメント利益は403百万円となりました。

## 物資関連

建設業界においては、新規住宅着工やマンション契約率は緩やかに回復を続けていますが、以前の水準には戻っておらず、厳しい状況が続きました。

当社グループにおいても、建築金物・建築資材分野は、市場環境の影響を大きく受け、前年並みの売上を確保するに止まりましたが、コスト削減により利益は改善しました。

電気製品分野では、家電量販店向け小物家電製品が、厳しい雇用情勢による個人消費の低迷、競争激化による影響を受け、生活雑貨分野でも家庭用品の売れ行きが伸びず、苦戦しました。

機械機器・金属製品分野では、金属製品の輸出がやや持ち直したものの、中国向け建設機械の輸出は低調に推移しました。

その結果、物資関連の売上高は988百万円、セグメント利益は12百万円となりました。

## 電子関連

電子関連業界では、財政政策の効果などにより、国内外にて回復基調に転じていましたが、日本や欧米市場にて景気先行きへの不透明感が強まり、パソコン、半導体需要において緩やかなプレーキがかかり、家電分野とともに、全般的にやや減速気味となりました。

当社グループのコンデンサ分野では、エコポイント制度の効果により薄型テレビ用途が急回復するとともに、調理家電や省エネ・環境用途の受注が安定して推移し、国内・海外ともに取扱いは好調に推移しました。

センサ関連機器分野では、施設空調用途や屋外環境計測用途のセンサの取扱いが安定し、中国市場向け各種ガスセンサの取扱いも堅調に推移しました。インフルエンザや花粉飛散の時期を控えて、空気清浄器、加湿器などの民生用途の取扱いが増えましたが、前年同四半期には及びませんでした。

電子機器の製造受託分野では、既存顧客からの受注は順調に推移し全般的に取扱いは回復傾向となりましたが、採算面では厳しい状況にありました。

その結果、電子関連の売上高は1,645百万円、セグメント利益は166百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は25,800百万円であり、前連結会計年度末に比べて566百万円の増加となりました。これは主に、投資その他の資産において繰延税金資産が減少したことから、固定資産が796百万円減少しましたが、受取手形及び売掛金1,425百万円の増加などにより、流動資産が1,357百万円増加したことによります。

一方、負債は22,439百万円であり、前連結会計年度末に比べて786百万円の増加となりました。これは短期借入金663百万円の増加などにより流動負債が430百万円増加したこと、及び社債295百万円の増加などにより固定負債が355百万円増加したことによります。

また、純資産は3,360百万円であり、前連結会計年度末に比べて219百万円の減少となりました。これは、その他有価証券評価差額金などの評価・換算差額等が173百万円増加しましたが、利益剰余金が四半期純損失の計上及び配当金の支払により392百万円減少したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末から229百万円減少し1,387百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは1,758百万円の減少（前年同四半期に比べて2,152百万円の減少）となりました。その主なものは、仕入債務の増加額1,666百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは935百万円の減少（前年同四半期に比べて2,585百万円の減少）となりました。その主なものは、売上債権の増加額1,443百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは78百万円の減少（前年同四半期に比べて203百万円の減少）となりました。その主なものは、有形固定資産の取得による支出75百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは95百万円の減少（前年同四半期に比べて553百万円の増加）となりました。その主なものは、有形固定資産の取得による支出269百万円及び有形固定資産の売却による収入88百万円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは2百万円の増加（前年同四半期に比べて386百万円の増加）となりました。その主なものは、長短借入れによる収入から長短借入金の返済による支出を差引いた純減422百万円、社債の発行による収入600百万円によるものであります。

なお、当第3四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは830百万円の増加（前年同四半期に比べて933百万円の増加）となりました。その主なものは、長短借入れによる収入から長短借入金の返済による支出を差引いた純増764百万円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、事前警告型買収防衛策（以下、本プランといいます）を導入しております。

その内容は、下記のとおりであります。

### 本プラン導入の目的及び必要性

#### （ア）当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。したがって、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

この点、当社は、企業価値を持続的に向上させるためには、目先の利益追求にとらわれることなく、継続性を重視し、長期的な展望に立った投資計画を十分に踏まえ、継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であり、このことが株主の皆さま全体の利益、同時にお取引先等の皆さまの利益にも繋がるものと考えております。

したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務及び事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があると考えます。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

#### （イ）本プラン導入の必要性

以上のように、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

もとより、当社は、前述のように、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、当社株式の大規模買付行為や買収提案の中には、当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとはいえません。

以上を考慮した結果、当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為や買収提案がなされた場合に、当社取締役会や株主の皆さまがその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すべきであり、その判断のために、大規模な買付行為を行う買付者において、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、必要かつ十分な情報が事前に提供される必要があるという結論に至りました。また、明らかに濫用目的による買付行為に対しては、当社取締役会が適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。



## 当社の企業価値及び株主利益向上に向けた取り組み

### (ア) 当社の経営理念と企業価値

当社は1887年（明治20年）の創業以来、時流を捉え、環境変化に適応し、「新しい価値の創造につとめ、豊かな社会づくりに貢献します。」を経営理念に、お客さまや市場の高い評価と信頼を勝ち得て進化してまいりました。

当社の創業の大意は、「誠実と信用をもって、社会に奉仕する使命と責任」にあります。現在に至るまで継承されてきた経営理念を具体化するため、あらゆる創造力と実行力の結集・積み重ねの上に形成された独自の企業文化・風土は、お客さまに対しては、他社とは異なる独自の高付加価値の提供を可能としております。

そして、当社は現在、これまでに蓄積された競争力や信用力、技術やノウハウなどの経営資源を基軸に、繊維・食・物資・電子・知財サービス等とその事業分野の裾野を拡げ、「神栄グループ」として、次世代に向けてさらなる進化を遂げるべく、事業の拡大と収益性の向上に向けた取り組みを進めております。

事業の拡大と収益性の向上を通じた企業価値の向上は、常に優れた品質の商品とサービスの開発・提供を通してお客さまの期待に応えることや、ステークホルダーの皆さまと良好な信頼関係を構築することを前提としており、中長期的な経営計画を実践することによって達成できます。

また、新規事業や事業の拡大においては適切な先行投資が必要であり、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があります。

以上により、当社においては経営の継続性が強く求められ、長期的な展望に立ち、継続性のある経営施策を講ずることが不可欠であります。

### (イ) 企業価値向上のための取り組み

当社は平成20年4月から、新中期経営計画（3か年）をスタートさせております。本計画は、事業構造の変革、収益の確保、人材の革新を三本の柱に、市場やお客さまに対する諸課題を明確にし、中長期的な成長軌道を確立するための中期経営構想としております。

当社グループでは、多数の投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、以上の計画の具体化に役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みが、労使間の良好な関係をベースとして実行され、中長期的に確保されなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

### (ウ) コーポレート・ガバナンスの強化充実にに向けた取り組み

当社は、経営の透明性・健全性の観点から、コーポレート・ガバナンスの構築・強化が経営上の重要課題であると認識しております。

当社は、監査役4名のうち、3名が独立性の高い社外監査役であり、また、内部監査部門を強化するなど、業務執行を監視する体制を強化するべく努めてまいりました。これに加え、当社取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するとともに、業務執行の監視体制を強化しております。

コーポレート・ガバナンスの強化充実にに向けた取り組みは、前記の中期経営計画を推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考え、今後とも当社のガバナンス体制を強化してまいります。

(エ) 株主に対する利益の還元について

当社は、将来に向かっての経営基盤を一層充実・強化すると共に収益を向上させ、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針とし、株主の皆さまへの利益還元を充実させることを経営上の重要課題と考えております。

一方で、経営体質、財務体質の強化、並びに業容拡大に備えるため、一定の内部留保を充実させることも当社の競争力の維持強化や事業構造の改革には必要であり、これらを総合的に勘案しながら、安定した配当の継続を実施していく方針です。

本プランの内容

(ア) 本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為がなされた場合を、その適用の対象とします(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

又は、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(イ) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、本プランに従う旨及び大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した意向表明書をご提出いただくこととします。

かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（調達スキームを含みます。）、買付けの時期、取引の仕組み等
- d 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- e 当社の企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠
- f 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- g その他、当社取締役会が必要であると合理的に判断する情報

当社取締役会は、上記の必要情報を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（下記(エ)に定義されます。）に提供します。

また、当社取締役会において、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。当社取締役会は大規模買付者による必要情報の提供が完了したと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に提供された必要情報その他の情報は、当社株主の皆さまの判断のために必要かつ適切と認められる範囲において、速やかに開示します。

(ウ) 取締役会による評価・検討

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式全部の買付の場合）又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了したと判断した旨を当社が開示した日から起算されるものとし、大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

ただし、後記(オ)により、対抗措置の発動に関し株主総会を開催する場合には、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

また、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会又は特別委員会が、取締役会評価期間内に意見表明ないし勧告を行うに至らない場合には、当社取締役会は、その決議により必要な期間内で取締役会評価期間を延長することができます。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

この取締役会評価期間中に、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家（ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する内容の改善について交渉し、当社取締役会として代替案を提示することもあります。

(エ) 特別委員会による評価・検討と取締役会に対する提言

当社取締役会は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社から独立した者のみで構成される特別委員会を設置します。

特別委員会は3名ないし5名の委員により構成され、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。

特別委員会は、取締役会評価期間内において、当社取締役会より提供された必要情報に基づき、大規模買付行為の評価・検討を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを、理由を付して当社取締役会に対し勧告します。

また、特別委員会は、必要に応じ、以下の行為を行うことができます。

- a 必要情報が不十分である場合に、大規模買付者に対し、必要情報を追加的に提出するよう求めること
- b 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間内に、大規模買付者の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めること
- c 当社の取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を求めること
- d 直接又は当社取締役会等を通して間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うこと
- e 本プランの廃止又は変更を取締役会に対して勧告すること
- f その他当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関する必要なこと

なお、特別委員会の各委員は、その判断を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとします。

(オ) 大規模買付者に対する対応方針

大規模買付者が本プランを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であっても、当社取締役会の検討の結果大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく害すると認められる場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。当社の企業価値又は株主共同の利益を害すると認められる場合としては、例えば、

- a 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- b 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- c 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- d 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- e 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- f 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付（第一段階の買付で当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付の条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付を行い、株主及び投資家の皆さまに対して買付に応じることを事実上強要するもの）等に代表される、構造上株主及び投資家の皆さまの判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- g その他 a から f に準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合

等が当たりますが、これらにとどまるものではありません。

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害しないと判断した場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。仮に、当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆さまを説得するに留め、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### 大規模買付者が本プランを遵守しない場合

大規模買付者が、本プランを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対する対抗措置をとる場合があります。

#### 株主総会の招集

上記のいずれの場合においても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための株主総会を開催することが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、実務上可能な限り、速やかに株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合には、大規模買付者は、株主総会の決議が行われるまでは、大規模買付行為を行ってはならないものとします。なお、当社株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

#### (カ) 対抗措置の具体的内容

上記(オ)により、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置をとる場合、具体的にいかなる手段を講じるかについては、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

その際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する必要情報に基づき、独立の外部専門家や特別委員会の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討した上で判断します。

具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。

なお、当社取締役会が大規模買付者に対する対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 本プランの有効期限等

本プランの有効期間は3年間（平成20年6月26日開催の当社定時株主総会終結時から平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）であります。本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

なお、株主の皆さまからご賛同をいただいた場合であっても、本プランの有効期限内において、( )当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は、( )当社取締役会において特別委員会の諮問を経て本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、本プランはその時点で廃止させることが可能です。

当社取締役会は、会社法等の関係法令の改正、司法判断の動向及び金融商品取引所そのほかの公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益、当社企業価値の保護の観点から、必要に応じ、本プランを見直してまいります。なお、本プランの変更を決定した場合は、その内容を直ちに開示いたします。

#### 株主の皆さまへの影響

##### (ア) 本プランが株主・投資家に与える影響等

本プランは、当社株主の皆さまに、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆さまが適切な投資判断を行う前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

##### (イ) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合又は、大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害すると認められる場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対し、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆さま（大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行については今後新株予約権の発行登録を予定しております。

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆さまの有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記（カ）に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、新株予約権の無償割当てに際しては、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆さまにおかれましては、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換手続きを行っていただく必要があります。

本プランの合理性について

(ア) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針に沿うものです。

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(ウ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成20年6月26日開催の当社定時株主総会において承認可決の決議がなされたものであり、株主の皆さまの意思を重視するものとなっております。また、上記「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長にも、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(エ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しました。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名ないし5名により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記「本プランの内容」(ウ)、(エ)にて記載したとおり、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このようにして、当社取締役会の恣意的判断は排除されます。また、同委員会の判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(オ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記「本プランの内容」(オ)にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(カ) 第三者専門家の意見の取得

上記「本プランの内容」(ウ)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、ファイナンシャルアドバイザー、税理士、経営コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。



(キ) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年としております。したがって、毎年取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆さまのご意向を反映させることが可能となります。

(ク) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は47百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,600,000	39,600,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。
計	39,600,000	39,600,000		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		39,600		1,980		495

#### (6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,913,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,555,000	37,555	
単元未満株式	普通株式 132,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	39,600,000		
総株主の議決権		37,555	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式86株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 神栄株式会社	神戸市中央区京町77-1	1,913,000		1,913,000	4.8
計		1,913,000		1,913,000	4.8

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	199	167	176	175	166	168	161	140	165
最低(円)	140	135	151	149	145	144	116	118	135

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

#### 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 物資部門担当 (未来創造室長)	常務取締役 物資部門担当	酒井 英明	平成22年7月1日
常務取締役 繊維部門担当兼食品部門担当	常務取締役 繊維部門担当兼食品部門担当 兼未来創造室担当	山口 重文	平成22年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,387	1,617
受取手形及び売掛金	2 7,785	2 6,359
商品及び製品	6,055	5,311
仕掛品	193	128
原材料及び貯蔵品	334	390
その他	958	1,563
貸倒引当金	35	47
流動資産合計	16,679	15,322
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 3,218	1 3,351
その他(純額)	1 1,625	1 1,553
有形固定資産合計	4,843	4,904
無形固定資産		
のれん	384	465
その他	169	312
無形固定資産合計	554	777
投資その他の資産		
投資有価証券	2,493	2,573
その他	1,272	1,717
貸倒引当金	59	71
投資その他の資産合計	3,707	4,218
固定資産合計	9,105	9,901
繰延資産	15	9
資産合計	25,800	25,233
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,032	3,083
短期借入金	8,636	7,973
未払法人税等	25	31
賞与引当金	161	235
その他	2,863	2,965
流動負債合計	14,719	14,288
固定負債		
社債	970	675
長期借入金	5,589	5,487
退職給付引当金	658	712
役員退職慰労引当金	17	13
その他	484	476
固定負債合計	7,720	7,365
負債合計	22,439	21,653

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,980	1,980
資本剰余金	1,049	1,049
利益剰余金	954	1,346
自己株式	398	398
株主資本合計	3,585	3,977
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	71	214
繰延ヘッジ損益	51	45
為替換算調整勘定	245	229
評価・換算差額等合計	224	398
純資産合計	3,360	3,579
負債純資産合計	25,800	25,233



(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	32,420	37,018
売上原価	26,077	29,354
売上総利益	6,343	7,664
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 6,177	<sup>1</sup> 6,893
営業利益	165	770
営業外収益		
受取配当金	41	58
保険解約返戻金	68	-
その他	59	43
営業外収益合計	168	101
営業外費用		
支払利息	197	219
その他	70	91
営業外費用合計	268	310
経常利益	66	561
特別損失		
固定資産廃棄損	-	39
投資有価証券評価損	-	533
事業撤退損	-	34
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	22
特別損失合計	-	629
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	66	67
法人税、住民税及び事業税	88	36
法人税等調整額	54	175
法人税等合計	143	211
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	279
四半期純損失( )	76	279

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	11,890	12,150
売上原価	9,259	9,442
売上総利益	2,631	2,707
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 2,314	<sup>1</sup> 2,310
営業利益	317	397
営業外収益		
受取配当金	14	17
その他	26	5
営業外収益合計	41	22
営業外費用		
支払利息	67	75
その他	26	24
営業外費用合計	94	99
経常利益	264	320
特別損失		
固定資産廃棄損	-	12
投資有価証券評価損	-	17
事業撤退損	-	1
特別損失合計	-	5
税金等調整前四半期純利益	264	326
法人税、住民税及び事業税	46	14
法人税等調整額	58	264
法人税等合計	104	278
少数株主損益調整前四半期純利益	-	48
四半期純利益	159	48

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	66	67
減価償却費	442	482
のれん償却額	44	80
投資有価証券売却及び評価損益( は益)	6	533
貸倒引当金の増減額( は減少)	2	24
退職給付引当金の増減額( は減少)	115	54
受取利息及び受取配当金	43	59
支払利息	197	219
売上債権の増減額( は増加)	822	1,443
たな卸資産の増減額( は増加)	1,575	768
仕入債務の増減額( は減少)	105	29
未払費用の増減額( は減少)	311	321
その他	148	70
小計	1,900	738
利息及び配当金の受取額	43	59
利息の支払額	205	217
法人税等の支払額	89	39
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,649	935
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	224	269
有形固定資産の売却による収入	5	88
投資有価証券の取得による支出	263	0
投資有価証券の売却による収入	269	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	503	-
貸付金の回収による収入	3	8
その他	63	77
投資活動によるキャッシュ・フロー	648	95
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	40,629	41,547
短期借入金の返済による支出	39,291	41,002
長期借入れによる収入	1,500	2,800
長期借入金の返済による支出	2,445	2,580
社債の発行による収入	-	600
社債の償還による支出	222	265
配当金の支払額	113	113
その他	161	156
財務活動によるキャッシュ・フロー	103	830
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	28
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	895	229
現金及び現金同等物の期首残高	813	1,617
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,708	1,387

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益がそれぞれ5百万円減少し、税金等調整前四半期純損失が18百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は50百万円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました営業外収益の「保険解約返戻金」(当第3四半期連結累計期間0百万円)については、営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。 2 棚卸資産の評価方法 当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により、また、著しい変化が認められる場合は、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 4,750百万円 2 受取手形割引高 2,414百万円 上記のほか、弁済遡及義務のない譲渡手形が 1,391百万円あります。	1 有形固定資産の減価償却累計額 4,495百万円 2 受取手形割引高 2,107百万円 上記のほか、弁済遡及義務のない譲渡手形が1,097 百万円あります。
(追加情報) 四半期連結会計期間末日満期手形の処理 四半期連結会計期間末日満期手形は、手形交 換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融 期間の休日であったため、四半期連結会計期間 末日満期手形が以下の科目に含まれております。	
受取手形割引高 79百万円 譲渡手形 178百万円 支払手形 66百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料諸手当 1,490百万円 賞与引当金繰入額 106百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料諸手当 1,566百万円 賞与引当金繰入額 131百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料諸手当 563百万円 賞与引当金繰入額 106百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料諸手当 520百万円 賞与引当金繰入額 131百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 1,708百万円	現金及び預金勘定 1,387百万円
現金及び現金同等物 1,708百万円	現金及び現金同等物 1,387百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日  
至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	39,600,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,914,056

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	113	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効  
力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、当第3四半期連結会計期間末のリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	4,037	4,715	1,416	1,720	11,890		11,890
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			3		3	(3)	
計	4,037	4,715	1,419	1,720	11,893	(3)	11,890
営業利益	118	345	13	177	655	(338)	317

(注) 1 当社グループの事業戦略に基づき、取扱商品、事業形態等を考慮して事業区分しております。

2 各事業の主な取扱商品及び製品

- (1) 繊維関連事業...繊維製品、原糸
- (2) 食品関連事業...冷凍食品、水産物、農産物
- (3) 物資関連事業...金属製品、機械機器、建築資材、建築金物、電気製品、生活雑貨、  
不動産賃貸業、保険代理店業
- (4) 電子関連事業...コンデンサ、湿度センサ、環境機器、電気製品、電子部品、測定機器

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	繊維 関連事業 (百万円)	食品 関連事業 (百万円)	物資 関連事業 (百万円)	電子 関連事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	10,384	13,764	4,168	4,103	32,420		32,420
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高			17		17	(17)	
計	10,384	13,764	4,185	4,103	32,438	(17)	32,420
営業利益又は営業損失( )	200	934	54	136	1,217	(1,051)	165

(注) 1 当社グループの事業戦略に基づき、取扱商品、事業形態等を考慮して事業区分しております。

2 各事業の主な取扱商品及び製品

- (1) 繊維関連事業...繊維製品、原糸
- (2) 食品関連事業...冷凍食品、水産物、農産物
- (3) 物資関連事業...金属製品、機械機器、建築資材、建築金物、電気製品、生活雑貨、  
不動産賃貸業、保険代理店業
- (4) 電子関連事業...コンデンサ、湿度センサ、環境機器、電気製品、電子部品、測定機器



【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,291	81	68	449	11,890		11,890
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	39	202	15	272	529	(529)	
計	11,330	283	84	722	12,420	(529)	11,890
営業利益又は営業損失( )	628	31	31	10	639	(321)	317

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 東南アジア...マレーシア
- (2) 北米...米国
- (3) 中国...中国

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	北米 (百万円)	中国 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,754	258	219	1,187	32,420		32,420
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	179	559	147	864	1,750	(1,750)	
計	30,934	818	367	2,051	34,171	(1,750)	32,420
営業利益又は営業損失( )	1,200	82	121	31	1,192	(1,026)	165

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 東南アジア...マレーシア
- (2) 北米...米国
- (3) 中国...中国

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	1,014	237	61	15	1,329
連結売上高(百万円)					11,890
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	8.5	2.0	0.5	0.1	11.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国...中国
- (2) 東南アジア...シンガポール、マレーシア他
- (3) 北米...米国、カナダ
- (4) その他の地域...欧州他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	中国	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	2,618	555	205	170	3,548
連結売上高(百万円)					32,420
海外売上高の連結 売上高に占める割合(%)	8.1	1.7	0.6	0.5	10.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国...中国
- (2) 東南アジア...シンガポール、マレーシア他
- (3) 北米...米国、カナダ
- (4) その他の地域...欧州他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

## 【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの各事業部門は、取り扱う商品・製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループの事業部門は商品・製品・サービス別に構成されており、「繊維関連」、「食品関連」、「物資関連」及び「電子関連」の4つを報告セグメントとしております。

「繊維関連」は、繊維製品・原糸の販売をしております。「食品関連」は、冷凍食品・水産物の販売及び農産物の生産、加工並びに販売をしております。「物資関連」は、金属製品・機械機器・建築資材・建築金物・電気製品・生活雑貨の販売及び不動産業並びに保険代理店業を営んでおります。「電子関連」は、コンデンサ・湿度センサ・環境機器・電気製品・電子部品・測定機器の製造販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	繊維関連	食品関連	物資関連	電子関連	
売上高					
外部顧客への売上高	11,528	14,995	5,964	4,529	37,018
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8		203	101	313
計	11,537	14,995	6,168	4,631	37,332
セグメント利益	137	1,153	89	392	1,773

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計
	繊維関連	食品関連	物資関連	電子関連	
売上高					
外部顧客への売上高	4,235	5,280	988	1,645	12,150
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1		27	40	69
計	4,237	5,280	1,016	1,685	12,220
セグメント利益	137	403	12	166	720

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
 主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	1,773
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	1,208
四半期連結損益計算書の経常利益	561

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	720
セグメント間取引消去	2
全社費用(注)	401
四半期連結損益計算書の経常利益	320

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	89.17円	1株当たり純資産額	94.98円

2. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	2.04円	1株当たり四半期純損失	7.41円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の 四半期純損失( ) (百万円)	76	279
普通株式に係る四半期純損失( ) (百万円)	76	279
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,689	37,687

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	4.24円	1株当たり四半期純利益	1.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	159	48
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	159	48
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	37,689	37,686

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

神栄株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 黒崎 寛 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神栄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

神栄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 常本 良治 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坊垣 慶二郎 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている神栄株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、神栄株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。